平成２３年（フ）第２６３号
京都府京田辺市草内山科12番地　興戸団地３棟303
債務者　藤田　浩正
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
京都府京田辺市草内山科12番地　興戸団地３棟303
債務者　藤田　節子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
京都市北区大宮開町11番地３
債務者　寺谷　　恵
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３８６号
京都市東山区大和大路通四条下る４丁目小松町562番地
債務者　小西　順子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４６７号
京都市左京区下鴨松ノ木町43番地１　コーポ富山１Ｆ
債務者　荒　　博之
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５３５号
京都市伏見区舞台町38番地２　呉竹団地409
債務者　中久保ハナ子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５５３号
京都市右京区西京極西川町42番地
債務者　横堀　洋一
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５７３号
京都府長岡京市馬場川原34番地　コーポエクセーヌ305
債務者　佐藤　寿代（旧姓楫）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５９１号
京都府八幡市八幡吉野40番地の14　15号室
債務者　渡海　　司（債務発生時の姓柄本）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５９２号
京都府八幡市八幡吉野40番地の14　15号室
債務者　渡海里枝子（債務発生時の姓松本・柄本）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
兵庫県西宮市山口町金仙寺2484番地13、前住所兵庫県西宮市北六甲台４丁目５番12号
債務者　芝田　浩之
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４７号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目21番20―108号
債務者　井江　新一
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７７号
兵庫県尼崎市食満５丁目11番１―405号
債務者　叶地　正美
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８１号
兵庫県尼崎市大庄中通２丁目36番地の１朝日プラザ武庫川公園東107号
債務者　神崎　髙治
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０３号
兵庫県尼崎市西大物町７番11号
債務者　徳永　栄子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８０号
徳島県鳴門市鳴門町高島字南５番地２
債務者　大寺　朱美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９１号
徳島県名西郡石井町石井字内谷177番地19
債務者　黒岩　　勇
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　徳島地方裁判所民事部